

第3次 瀬戸内市 男女共同参画基本計画



令和4年3月
瀬戸内市

1 計画策定の趣旨

瀬戸内市は、平成 18（2006）年に「瀬戸内市男女共同参画基本計画」、平成 24（2012）年に「瀬戸内市男女共同参画基本計画改訂版」を策定、平成 29（2017）年には「第 2 次瀬戸内市男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

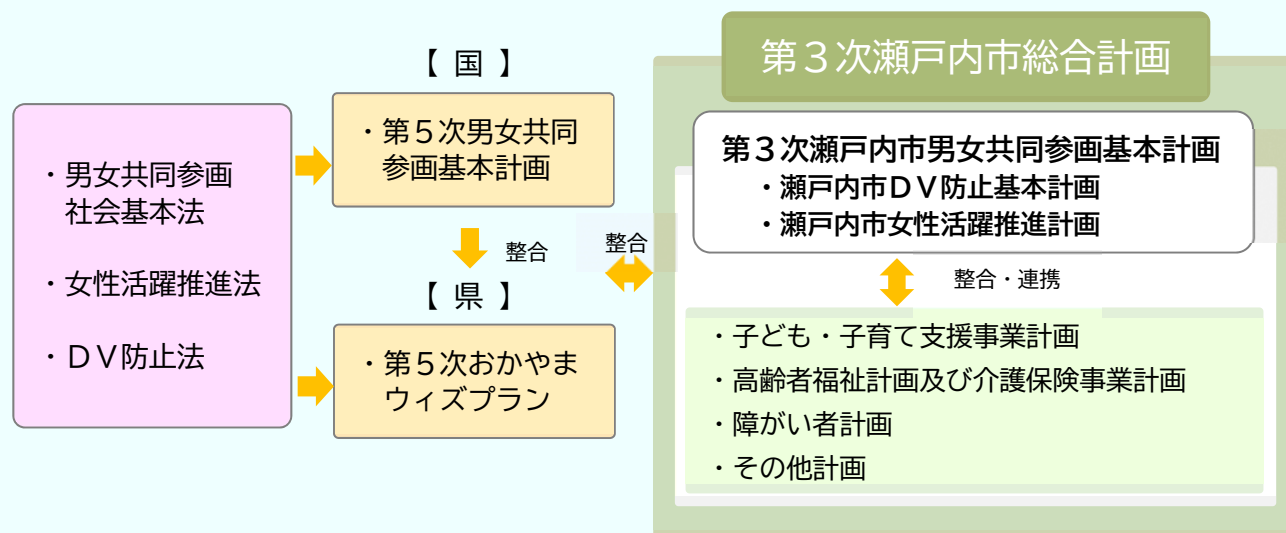
これにより、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として固定的性別役割分担意識は根強く、平等意識はなかなか浸透しないなど、課題は今もなお多くあります。また、令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機にもなっています。

この計画は、これまでの計画を引き継ぎ、令和 2（2020）年度に公表された国の第 5 次男女共同参画基本計画及び岡山県の第 5 次おかやまウィズプランの内容を踏まえつつ、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所などさまざまな立場の皆さんと課題を共有し、目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な以下の法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この計画の一部を、「瀬戸内市DV防止基本計画」、「瀬戸内市女性活躍推進計画」として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間とします。

4 計画全体の目標

男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会

5 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解・意識づくり

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成し、さまざまな活動とともに参画できるよう推進します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、国際的な問題や多様な価値観・文化についての理解を促進します。また、男性の家事・育児・介護などへの積極的な参画を促し、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であるという認識を誰もが持ち、DVやハラスメントなどあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、情報化社会の到来によるネットワーク上の人権侵害について啓発するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するため、健康で安心して暮らせる生活環境を整え、生涯にわたり男女の健康づくりを支援します。

基本目標Ⅲ 男女がともに参画し活躍する社会づくり

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報などの提供により、男女ともに働きやすい環境整備を進め、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備します。また、生活上の困難に直面する人びとに対し、自立と安定のための支援を行います。さらに、防災など地域活動でも女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。



6 計画の体系

[全体の目標]

[基本目標]

[重点目標]

男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会

基本目標Ⅰ
男女共同参画についての
理解・意識づくり

- (1) 男女共同参画の意識啓発や学習の推進
- (2) 国際社会における男女共同参画推進への理解
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ
男女の人権が尊重される
社会づくり

- (4) あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進◆DV防止基本計画◆
- (5) 情報化社会における男女の人権尊重
- (6) 生涯を通じた心と体の健康支援

基本目標Ⅲ
男女がともに参画し
活躍する社会づくり

- (7) 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進◆女性活躍推進計画◆
- (8) 雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保◆女性活躍推進計画◆
- (9) 女性のチャレンジ支援◆女性活躍推進計画◆
- (10) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現◆女性活躍推進計画◆
- (11) 家庭や地域社会における男女共同参画の促進
- (12) 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり（新規）

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解・意識づくり

重点目標１ 男女共同参画の意識啓発や学習の推進

一人ひとりが相手を思いやり、認めあいながら人権を尊重する社会の実現に向けて、さまざまな啓発活動に取り組みます。また性的少数者に関する正しい知識の普及に努めます。

【施策の基本的方向】

- ① 広報・啓発による理解・意識づくりの推進
- ② 固定的な性別役割分担意識の解消
- ③ 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
- ④ 性的少数者への理解の推進

重点目標２ 国際社会における男女共同参画推進への理解

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点を持ち、国際感覚を育む学習や外国人との交流の機会を提供します。

【施策の基本的方向】

- ① 国際理解と国際感覚の向上

重点目標３ 男性にとっての男女共同参画の推進

家事・育児・介護などの家庭生活への男性の参画を促進するため、男性に対して男女の共同参画の理解促進や意識改革を図ります。

【施策の基本的方向】

- ① 男性の家事・育児・介護などへの参画に対する意識改革
- ② 男性の「働き方」に対する意識改革

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会づくり

重点目標４ あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進 〈DV防止基本計画〉

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪などの根絶は男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。

相談窓口を整備し、周知することで認識を広めるとともに、相談内容に応じた専門機関への連絡体制を整備します。また、さまざまなハラスメントの防止対策も推進します。

【施策の基本的方向】

- ① DVを防止する啓発の推進
- ② ハラスメント防止対策の推進
- ③ 被害者の早期発見と安心して相談できる相談窓口の充実
- ④ 被害者の安全確保と自立支援
- ⑤ 関係機関との連携強化と民間団体などとの協働
- ⑥ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進



重点目標5 情報化社会における男女の人権尊重

教育の現場やメディアなどにおいて人権、男女平等に配慮した表現を推進します。

また、情報通信技術の進歩により、ツイッターやラインなどのSNSが普及し、生活の利便性が向上した一方で、それらが悪用され、情報リテラシー不足により青少年が巻き込まれる深刻な事件の発生や、SNSによる人権侵害で自殺するケースもあり、これらの情報化社会に伴う課題へ対応します。

【施策の基本的方向】

- ① 女性の人権を尊重した表現の推進
- ② メディアにおける人権の尊重（高度情報化社会への対応）
- ③ 情報化社会への対応



重点目標6 生涯を通じた心と体の健康支援

市民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心と体の健康に関するさまざまな情報提供・健康相談事業を実施し、ライフステージや性差に応じた主体的な健康づくりを支援します。

【施策の基本的方向】

- ① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発など
- ② 生涯を通じた健康支援

基本目標Ⅲ 男女がともに参画し活躍する社会づくり

重点目標7 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進 〈女性活躍推進計画〉

政策・方針決定過程に対してさらに女性の活躍が進むことは、さまざまな価値観を反映した豊かな社会の形成につながることから、審議会などの委員への積極的な女性の登用を進めます。

また、企業や地域の市民団体などに対して、女性の参画意識を高めるための情報を提供し、啓発します。

さらに、農業・漁業、自営業などの分野において女性が果たす役割が十分に認識・評価され、経営や事業運営の方針決定過程への参画が図られるよう、関係機関と連携します。



【施策の基本的方向】

- ① 審議会や市職員などにおける女性の登用促進
- ② 企業・地域団体などにおける女性の参画促進
- ③ 農業・漁業と自営業における男女共同参画の推進

重点目標8 雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保 〈女性活躍推進計画〉

雇用機会における平等の促進、就業環境の改善、女性の就労のために支援します。

【施策の基本的方向】

- ① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- ② 女性が働き続けることができる環境づくり

重点目標9 女性のチャレンジ支援 〈女性活躍推進計画〉

職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への情報提供などに取り組むとともに、起業についての情報提供、専門知識の習得などについて支援します。

また、多様な働き方の情報提供及び離職した女性に対する就職も支援します。



【施策の基本的方向】

- ① 職業能力開発と能力発揮の支援充実
- ② ライフイベントなどにより離職した女性への就職支援

重点目標10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 〈女性活躍推進計画〉

長時間労働の是正や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず、働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進し、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護のサービスなどの充実に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化した働き方に合わせて、ワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるように、施策の充実に図ります。

【施策の基本的方向】

- ① 仕事と家庭・地域生活の調和のとれた生き方の両立支援
- ② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- ③ 育児・介護休業制度についての広報と情報提供



重点目標11 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

地域活動において、方針決定の場における女性の登用が進むよう、啓発や情報提供を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や防災活動、社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

【施策の基本的方向】

- ① 家庭や地域社会における男女の協力
- ② 男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進
- ③ 子育て・介護環境の整備・充実
- ④ 防災・復興における男女共同参画の推進

重点目標12 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

生活上の困難を抱える人たちが、社会を支える重要な一員として、安心して暮らせるために、問題・課題の解決に向けて、相談できる支援体制を構築します。

【施策の基本的方向】

- ① 貧困など生活上の困難に直面する人への支援
- ② 高齢者、障がいのある人、性的少数者などが安心して暮らせる環境づくり

7 数値目標の設定

基本目標	重点目標	指標目標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
Ⅰ 男女共同参画についての 理解・意識づくり	1 男女共同参画の意識啓発や学習の推進	慣習・しきたりで、男女が平等になっていると思う人の割合 学校教育の場で、男女が平等になっていると思う人の割合	42.6% (令和2年度市民 まちづくり意識調査)	47.4% (総合計画の 目標値)
	2 国際社会における男女共同参画推進への理解	国際問題や世界の多様な価値観・多様な文化について理解を深めるため、学校・園における教育の推進、講座等の開催、広報紙、情報誌を通じた啓発	48.0% (令和3年度 アンケート結果)	55.0%
	3 男性にとっての男女共同参画の推進	男性の「家事・育児・介護等に対する意識改革」のための事業実施及び男性の「働き方」の見直しを促進するための講座の実施	2回/年 (令和3年度)	5回以上/年
Ⅱ 男女の人権が尊重される 社会づくり	4 あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進	DVに関する相談窓口を知っている市民の割合	6回/年 (令和3年度)	12回以上/年
	5 情報化社会における男女の人権尊重	人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を捉え広報紙、ホームページなどさまざまな方法による広報・啓発活動	29.4% (令和3年度 アンケート結果)	50.0%
	6 生涯を通じた心と体の健康支援	女性のがん検診 乳がん検診受診率（市検診対象者に対する率） 子宮頸がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	マンモグラフィ 検診 19.3% (令和2年度) 16.4% (令和2年度)	20.0% 20.0%
Ⅲ 男女がともに参画し活躍する社会づくり	7 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進	各種審議会などにおける女性委員の占める割合	26.9% (R3.4.1)	35.0% (総合計画の 目標値)
		市役所の管理職における女性比率（課長補佐以上）	28.7% (R3.4.1)	30.0%
		家族農業経営の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の戸数	17件 (R4.1.7)	20件
	8 雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保	実質的な男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の定着促進、労働基準法、パートタイム労働法など関係法令を含めた制度・趣旨の徹底、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発	16回/年 (令和3年度)	15回以上/年
	9 女性のチャレンジ支援	市役所の男性職員の育児休業取得率	18.2% (R3.12.31)	30.0%
	10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	「ワーク・ライフ・バランス」がとれていると思う市民の割合	17.6% (令和3年度 アンケート結果)	20.0%
	11 家庭や地域社会における男女共同参画の促進	「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	女性 79.9% 男性 73.8% (令和3年度 アンケート結果)	80.0%
		家庭の中で、男女が平等になっていると思う人の割合	29.8% (令和3年度 アンケート結果)	40.0%
	12 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	「生活困窮者が自立できるまち」を実感している市民の割合	20.2% (令和2年度市民 まちづくり意識調査)	38.0% (総合計画の 目標値)

第3次 瀬戸内市男女共同参画基本計画【概要版】

発行年月：令和4年（2022）年3月 発行：瀬戸内市

編集：瀬戸内市市民生活部市民課人権啓発室

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1 TEL：0869-22-3922

E-mail:jinken@city.setouchi.lg.jp URL:https://www.city.setouchi.lg.jp/